

地域建設業経営強化融資制度の概要

公共工事を受注している中小・中堅元請建設業者の資金繰り対策に資することを目的に、受注業者が市と契約している工事請負代金債権の譲渡を、発注者である市が承諾することにより、これを担保にした債権譲渡先からの工事出来高に対する転貸融資、並びに金融機関から工事の未完成部分を含めた額までの融資が受けやすくなるよう保証事業会社が金融保証する「地域建設業経営強化融資制度」を導入することとします。これにより、新城市公共工事請負契約約款第5条のただし書きに規定する「発注者の承諾」に係る事務運用は別紙「新城市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領」のとおりです。(別紙参照)

(1) 対象工事

新城市が発注した工事で、出来高が2分の1以上と認められるもの
(年度末までに終了見込みの工事に限る。)

(2) 対象となる建設企業

新城市発注工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者

※「中小・中堅」の定義は、資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下のものとしします。

(3) 実施期間

当面、令和13年3月末日までの措置とする。

(4) 債権譲渡の範囲

工事請負代金債権額＝工事請負代金額－前払金、中間前払金又は部分払金

(5) 債権譲渡先

事業協同組合等又は一般財団法人建設業振興基金が適当と認める民間事業者

※本制度を請負業者が利用した場合の代金支払先は債権譲渡先となる。

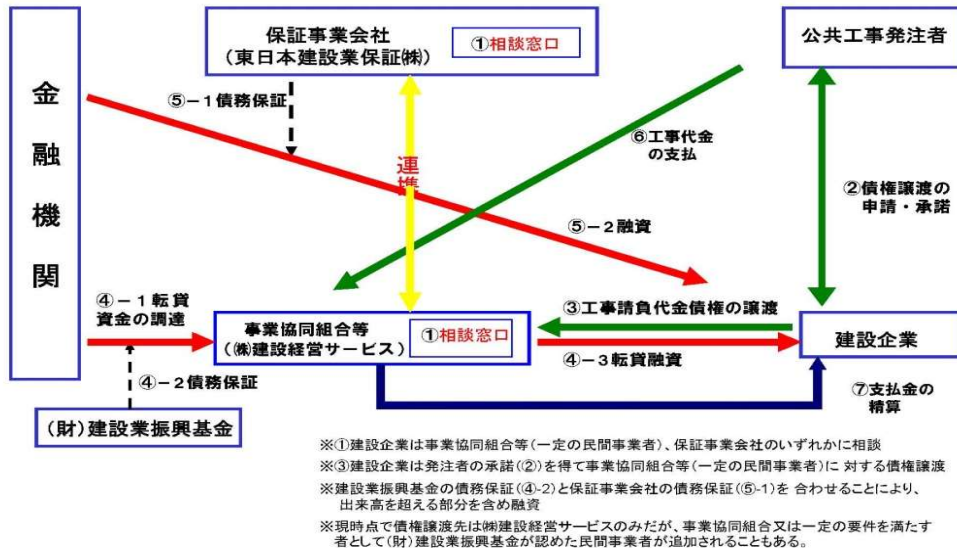
(6) その他 留意事項等

債権譲渡によって請負業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものでないこと

【参考】新城市工事請負契約約款 第5条 (権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。ただし書の運用については、受注者が工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成20年10月17日匡総建第197号、匡総建整第154号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。

地域建設業経営強化融資制度



発注者による債権譲渡の承諾を受けることにより建設企業が

(A) 公共工事請負代金債権を担保に、㈱建設経営サービスから当該工事の出来高分に係る融資・・・
転貸融資(④-3)

(B) 金融機関から当該工事の出来高を超えた未完成部分についての融資が受けやすくなる保証事業
会社による金融保証・・・金融保証(⑤-1)を受けることができる制度です。

(A) 転貸融資に係る制度の内容及び運用基準等については、別紙「新城市地域建設業経営強化融資制度
に係る事務取扱要領」のとおりです。

(B) 保証事業会社による金融保証について

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払並びに(A)転貸融資を受けた工事を対
象とします。

なお、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金又は部分払金及び(A)
の融資額を控除した金額の範囲内となります。

問合せ先・相談窓口

東日本建設業保証株式会社 愛知支店 電話 052-962-3461

株式会社建設経営サービス 電話 03-3545-8534